

「未成年者口座および課税未成年者口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

旧	新
<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4. ～18. (略)</p> <p>19. 代理人による取引の届出</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 申込者の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、申込者が18歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>20. ～23. (略)</p> <p>24. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>	<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる株式投資信託受益権（租税特別措置法で規定する「未成年者口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。この約款の14. から16.、18. および24. (1)を除き、以下同じ。）（以下「投資信託」といいます。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（申込者がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4. ～18. (略)</p> <p>19. 代理人による取引の届出</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 申込者の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 申込者の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、申込者が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>20. ～23. (略)</p> <p>24. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 2017年から2023年までの各年（その年1月1日において申込者が18歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p>

旧	新
<p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>(2) 上記(1)の場合には、申込者がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫と申込者との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
<p>25. ～29. (略)</p>	<p>25. ～29. (略)</p>
<p>附則 成年年齢にかかる令和元年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: right;">以 上 (平成28年1月制定) (平成28年7月改正) (平成29年11月改正) (平成31年1月改正) (令和2年3月改正) (令和3年4月改正) (令和4年4月改正) (令和4年4月改正)</p>	<p style="text-align: right;">以 上 (平成28年1月制定) (平成28年7月改正) (平成29年11月改正) (平成31年1月改正) (令和2年3月改正) (令和3年4月改正) (令和4年4月改正) (令和4年4月改正) (令和5年1月改正)</p>